

平成18年(2006年)9月1日
建設委員会資料
都市整備部土木担当

中野区自転車等放置防止条例施行規則の一部改正について

中野区自転車等放置防止条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第15条 (略) (撤去費用等の徴収額等)	第1条～第15条 (略) (撤去費用等の徴収額等)
第16条 条例第30条の規則で定める額は、自転車については5,000円、原動機付自転車については5,000円とする。 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>前項に規定する撤去費用等を徴収しないもの</u> とする。	第16条 条例第30条の規則で定める額は、自転車については5,000円、原動機付自転車については5,000円とする。 2 区長は、 <u>所有者から撤去自転車等が盜難により放置されたものである旨の申出があつた場合において、当該自転車等を撤去する前に捜査機関に当該自転車等に係る盜難の被害届が提出されていることが確認できたとき又は当該申出が真実であると客観的に認められるとき。</u> <u>前号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。</u>
第17条～第34条 (略) 附 則 (略) 別表第1～別表第3 (略)	第17条～第34条 (略) 附 則 (略) 別表第1～別表第3 (略)
<u>附 則</u> 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 改正後の第16条第2項の規定は、平成18年5月1日から適用し、同日以後に返還する撤去自転車等及び売却代金に係る撤去費用等について適用する。	